

国立大学法人東京医科歯科大学紀要に関する規則

〔平成16年4月1日〕
規則第223号

第1章 総則

第1条 この規則は、国立大学法人東京医科歯科大学（以下「本学」という）における医学又は歯学に関する研究業績等を発表するため、英文学術機関誌「Journal of Medical and Dental Sciences（和名：東京医科歯科大学紀要）」（以下「大学紀要」という。）の編集及び公表等に関する事項を定めることを目的とする

第2条 大学紀要の公表は、大学紀要編集委員会（以下「委員会」という。）による決定の後、本学リポジトリ等で速やかに行う。

第3条 大学紀要に研究業績等を発表することのできる者（共同発表の場合は第1著者）は、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 本学の教職員
- (2) 本学の学生で教授の推薦する者
- (3) 本学の教職員及び学生以外の者で、委員会において認められた者
- (4) 委員会の依頼を受けた者

第2章 編集委員会

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 図書館部門長
- (2) 大学院医歯学総合研究科医学系教授会の教授 4名
- (3) 大学院医歯学総合研究科歯学系教授会の教授 4名
- (4) 大学院保健衛生学研究科教授会（総合保健看護学専攻）の教授 1名
- (5) 大学院医歯学総合研究科生命理工医療科学専攻教授会（生体検査科学講座）の教授 1名
- (6) 教養部教授会の構成員である教員 1名
- (7) 各附置研究所教授会の教授 各1名

2 前項第2号から第7号までの委員は各教授会等において選出するものとする。

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員による補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第6条 委員は会議に出席し附議事項を協議するほかあらかじめ定められた大学紀要編集の業務を担当する。

第7条 委員会に委員長を置き、図書館部門長をもって充てる。

2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が代行する。

第8条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 委員会の議決は、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

第9条 委員会は次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 大学紀要の編集に関する事。
- (2) 大学紀要投稿の手引に関する事。
- (3) 原稿の募集に関する事。
- (4) 原稿の審査に関する事。
- (5) 大学紀要の公表に関する事。
- (6) 大学紀要に関するその他必要な事項

第3章 雑則

第10条 大学紀要に関する事務処理は、統合情報機構事務部学術情報課において行う。

第11条 委員長は、必要あると認めるとき、委員以外の者を出席させることができる。

第12条 この規則に定めるもののほか、大学紀要に関し必要な事項は、委員会の議を経て、図書館部門長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月23日規則第30号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年4月15日規則第53号）

この規則は、平成23年4月15日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成24年3月30日規則第46号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成29年7月31日規則第8月2日号）

この規則は、平成29年7月31日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則（平成31年3月20日規則第34号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月27日規則第38号）

- 1 この規則は、令和2年3月27日から施行し、令和元年12月1日から適用する。
- 2 東京医科歯科大学紀要投稿取扱要項（平成16年4月1日制定）は、廃止する。